栃木県入札適正化委員会(第2回)の概要について

1 開催日 平成30(2018)年12月10日(月)午後2時から

2 開催場所 東館3階 入札室2

3 出席委員 委員長 阪田 和哉 宇都宮大学地域デザイン科学部准教授

委員 小野 民樹子 弁護士

委員 藤島 博英 足利大学工学部講師

委員 横須賀 徳博 弁護士

(委員5名中、出席委員4名)

4 審議対象期間 平成30 (2018) 年4月1日から平成30 (2018) 年9月30日まで

5 対象案件 総数 840件 抽出案件 5 件

(内訳:一般競争入札 2件、指名競争入札 2件、随意契約 1件)

- 6 議事等の概要
- (1)報告事項
 - ア. 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。また、再苦情処理については、今回は対象案件がない旨報告しました。

イ. 抽出事案の選定理由について

横須賀委員から抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

- (2) 審議事項
 - 1「風見発電所主要機器製作据付工事」について
 - ·工事箇所 栃木県塩谷郡塩谷町風見山田614
 - ·企業局電気課発注(一般競争入札)
 - 2「栃木県立博物館収蔵庫新築工事」について
 - ·工事箇所 宇都宮市睦町
 - ·県土整備部建築課発注(一般競争入札)
 - 3「落石防止工事 121号その3(道保防災)」について
 - ·工事箇所 一般国道 121号 日光市五十里
 - ·県土整備部日光土木事務所発注(指名競争入札)
 - 4「護岸工事 田川その5 (安全川補)」について
 - ·工事箇所 一級河川 田川 宇都宮市石那田
 - ·県土整備部宇都宮土木事務所発注(指名競争入札)
 - 5「栃木県立日光霧降アイスアリーナ電光掲示板コントロールシステム更新工事」について
 - ・工事箇所 日光市所野2854番地先 栃木県立日光霧降アイスアリーナ
 - ・教育委員会事務局スポーツ振興課発注(随意契約)
- (3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

【審議事項1について】

- Q 入札参加資格の総合点数について、両者の間で違いがありますがどうしてですか。
 - A 経営事項審査の結果に基づいて総合点数を付けており、その数字が掲載されているものです。
- Q 提出された技術提案のうち、1提案でも不採用のものがあれば、全て不採用になるとの説明でしたが、どういった基準で判断していますか。
 - A 判断に当たっては、特記仕様書にて想定した技術と同等程度と判断されるものは不採用扱いにはしませんが加点もしません。不採用となるのは、明らかに問題があるような提案があった場合です。
- Q 技術提案は 1 つのテーマに 10 提案出せますが、10 に満たない参加者がいるようです。予め基準を示して、それよりも高度なものを提案してくださいという内容になっているのですか。

- A 特記仕様書の中で定めたものは標準提案としており、それ以上のものができれば提案してくださいという形のものです。特記仕様書の基準が一般的に普及している技術ということなのか、それを上回る提案を出すのが難しかった可能性は考えられます。
- の 基準を上回る提案はありましたか。
 - A 水力発電所のため、油の使用には十分な注意が必要ですが、今回は「従来より油を使わずにできます」という内容の提案があり、評価しました。
- Q 技術提案の点数はそれぞれ高い点数とは言えませんが、求めているものが難しかったのですか。
 - A 今回は新設ではなく改修であるため、新しい技術の提案が難しかったものと思います。参加者としては、既存の発電量を維持することが最低限となるため、同じ構造にならざるを得ないところだったと思われます。メンテナンスのしやすさ等の提案もありませんでした。
- Q 必要がある場合は資料のヒアリングを実施するとありますが、実施しましたか。
 - A 提出資料から内容を理解できたため、ヒアリングは実施しませんでした。
- O 参加者が2者でしたが、入札参加資格を満たす者は何者いましたか。
 - A 県の入札参加資格を得ていて、本工事の入札参加資格を満たす業者は 197 社でした。

【審議事項2について】

- Q 3者で構成する JV(特定建設工事共同企業体)ですが、何か基準がありますか。
 - A 建築工事では、予定価格4億円以上を JV 対象工事とし、7億円以上は3者 JV としています。
- Q 全部で 11 件の分離分割発注ですが、本工事の順位が1位なのは規模の大きさによりますか。 A 金額の大きさで順位を決めています。
- の 価格以外の評価基準で考慮したところはありますか。
 - A 施工計画のテーマに対する提案です。
- の施工計画の点数は、参加者間であまり差がないようですが、どういった理由ですか。
 - A 各参加者が良い提案をしていたということになります。
- O 価格点はどのように算出していますか。
 - A 一番低い入札価格が 100 点となります。他参加者は、最低入札価格を参加者の入札価格で除したものに配点 100 をかけたものが点数になります。
- Q 価格以外の評価点は何点ですか。
 - A 25 点です。
- Q 規模要件について、2,500㎡を中間点とし、4,000㎡を満点としていますが、実際の規模が2,500㎡ 程度ですので、もっと基準を下げることも可能だったと思います。どういった基準で決めていますか。 A 段階評価する際には、実際の規模程度を中間点、その 1.5 倍程度を満点としています。

【審議事項3について】

- Q 標準 12 者指名のところ、14 者指名していますが、どのような理由によりますか。
 - A 受注機会の確保という観点から2者増で指名しました。
- 技術力の有無を指名業者選定の判断基準としていますが、技術力の有無については、実績ある業者で構成している団体に加入していること以外にも確認方法があると思いますが、いかがですか。
 A 本工事の主要な部分は、最新技術を用いたものであり、施工場所も急斜面となっています。
 - そのため、実績を有していることを優先して選定したものです。
- Q 技術力を優先したとのことですが、団体加入者以外からの指名は考えられませんでしたか。
 - A 今回は最新技術を用いた工事であることから実績を優先しましたが、今後、当該技術が一般化して広まってくれば、実績を優先しない選定も考えられます。
- Q 工期が冬までのようですが、地理的には冬に工事を施工するのは大変かと思いますが、施工時期を工夫できませんでしたか。
 - A 今回は補正予算を用いたものであり、積算等最短で行いましたが、結果的にこの時期になったものです。なお、この地域の積雪量は工事施工に支障のない範囲です。

【審議事項4について】

- Q 指名業者数は2者の増減が基準であるところ、標準指名 12 者に対し 17 者指名していますが、 どういった理由になりますか。
 - A 本工事は6本の分離分割発注となっており、最後の6本目の工事で指名業者数を下回ることがないよう、17 者を指名したものです。
- Q 8者の入札金額が同じで失格のようですが、どういった理由が考えられますか。
 - A 予定価格が事前公表のため、最低制限価格を狙わないと落札できないと考え、最低制限価格を 狙ったものが、結果的に最低制限価格を下回り失格になったものと思われます。
- Q 6本の分離分割発注とのことですが、本工事以外でも最低制限価格を下回り失格となった参加者がいますか。
 - A 他の5本の工事ではこのような失格はありませんでした。ただ、一般的に最低制限価格を狙って 結果的に最低制限価格を下回る形で失格となることはあります。他の5本の工事では、最低制限 価格と同額での入札が多かったです。
- Q 最低制限価格を狙って入札してくる参加者が多いことは理解できますが、そういった参加者が8者 揃って最低制限価格を1万円下回った価格で入札したということは、参加者が同じ計算誤りをしたということになります。何か要因として考えられることはありますか。
 - A 最低制限価格の算定方法が公表されていますが、端数切捨て等の処理により、結果として1万円の誤差が生じたのではないかと思います。当該8者とも、分離分割となっている他の5本の工事で最低制限価格を狙って入札をしているため、偶然それぞれに1万円の誤差が生じたものと考えられます。
- Q そういう理由も考えられるので仕方ないと思いますが、予定価格での入札が8者、最低制限価格下回りでの失格が8者、予定価格に近い額で入札した1者が落札したという結果からは、金額としてはもっと安く施工できる可能性があったことが分かります。今後のためにも、何か工夫できることがあれば検討していただけると良いと思います。
 - A 了解しました。

【審議事項5について】

- Q 今回は更新工事ですが、電光掲示板の設置当初から、後々改修等が生じた場合はこの業者に なる予定でしたか。
 - A この1者しか扱っていないため、そういうことになります。
- の 最初に設置した際は、色々な業者の中から今回の設置業者を選んだのですか。
 - A 平成 25 年の冬期国体本県開催時のアイスホッケー会場に選ばれたこと、日光アイスバックスの 国際試合に対応する必要があったことから、(公財)日本アイスホッケー連盟公認の製品を導入 する必要がありました。当該条件を満たせる業者は2者ありましたが、それぞれの製品価格・メン テナンス価格・工期等を考慮し、より優位性のあった今回の業者を選んだものです。
- Q 当初に電光掲示板を設置された時はプロポーザル方式だったのですか。
 - A こちらで調査等をして、随意契約で行ったものです。
- 今後も改修等の際は、同じ業者に依頼するということになりますか。
 - A 他社部品が使用可能であっても、メーカー保障が受けられなくなるため、そういった部品については同じ業者になりますが、それ以外の部分については競争入札での対応を考えています。
- Q 最初に電光掲示板を設置した際にメンテナンス面も考えて当該業者にしたとのことですが、今回の部品交換は含まれていなかったのですか。
 - A はい。その際のメンテナンスとは、保守点検の費用と購入価格で検討したものです。
- Q 今回の更新工事は予め想定されていたものでしたか。
 - A 予め想定したものではありませんが、耐用年数5年のところ、すでに耐用年数を経過しており、 不具合が生じたため、更新を行ったものです。
- Q 当時は2者しか条件を満たす業者がいなかったとのことですが、現在はどの程度いますか。
 - A 調査していないため不明です。
- Q 将来の更新等はどう考えていますか。
 - A 修理ができるものは修理をし、もし修理できなければ全てを更新する形になりますが、その際は 入札方法等を含めて検討したいと考えています。